

## 正当な理由とは（※4）

（鹿児島県青少年保護育成条例第26条の2第2項・第3項及び

同条例施行規則第9条に規定）

### 1 フィルタリングサービスを利用しない正当な理由

- ・ 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること
- ・ 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっているため、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常に著しい支障を生ずること
- ・ 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の青少年有害情報の閲覧をすることがないようにすること

### 2 フィルタリング有効化措置を講じない正当な理由

- ・ 当該保護者の責任において適切に当該青少年の特定携帯電話端末等（スマートフォンなど）に係るフィルタリング有効化措置を行うこと